

## 原動機付自転車等標識が返納できない理由申立書

私が使用していた原動機付自転車等標識が、次のとおり(き損し、若しくは、亡失し、)所在不明になり、返納することができませんので、日南町税条例第 91 条第 8 項の規定により、届出ます。

今後こうしたことのないよう万全を期することを確約します。

万一、本申立が事実と相違し、このために将来脱税等による支障が生じた場合は、一切の責任を負うことを約束します。

標 識 番 号	き 損 若 し く は 亡 失 し た 理 由

(弁償金として 300 円納付のこと)

年 月 日

住 所

氏 名

(名 称)



日南町長 殿